

平成30年度建設工事下請負等実地調査の結果について

平成31年4月23日

秋田県建設部建設政策課

県では毎年度、県発注工事における下請契約の適正化等を図るため、下請契約の内容や下請代金の支払状況等を調査し、元請負人に対して指導等を行う「建設工事下請負等実地調査」を実施しているが、平成30年度実地調査の結果については、次のとおりである。

1 平成30年度調査の概要

(1) 実施時期

平成30年11月下旬から平成31年4月上旬まで

(2) 調査対象数・実施方法等

県発注工事の元請負人の中から、低価格で受注した者や過去に指導を受けたことがある者など48者を選定し、さらに当該元請負人と下請契約を締結した下請負人の中から、下請代金の大きい者など100者を選定して、それぞれ調査を実施した。

【実施件数148者】 昨年度実施件数153者（元請負人51者・下請負人102者）

	調査対象数	実施方法	調査項目
元請負人	48者	立入調査	施工体制台帳の整備状況、下請契約・代金支払の状況等
下請負人	100者	書面調査	元請負人からの不当な要求・しわ寄せの有無等

※下請負人については1元請負人当たり数者程度を選定した。

2 平成30年度調査の結果

全ての元請負人（48者）に対して、見積書の徴収や契約の締結、下請代金の支払等に関する指導（口頭指導46者・文書指導38者）を行った。

また、下請負人に対する書面調査では、下請代金の額が不当に低いと申告した下請負人はおらず、下請負人へのしわ寄せ等の事実は確認されなかった。

【文書指導（38者）の概要】

指導内容	指導件数（昨年度）
書面により見積依頼・契約締結を行うこと。	28者（26者）
下請代金を支払うまでの期間を短縮すること。	12者（8者）
材料費、労務費等の経費の内訳が明確な見積書を徴収すること。	8者（15者）
下請負人に対し、施工体制台帳の作成義務がある旨を書面で通知すること。	8者（5者）

※複数の指導を受けている元請負人がいるため、調査対象数と指導件数は一致しない。

3 平成30年度調査結果の周知徹底等

調査結果については、建設業団体に対する文書送付、ホームページへの掲載、各種説明会での資料配付等により周知し、法令遵守の徹底を図っていく。